

糸島市九州大学連携地域における固定資産税の特例に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、九州大学学術研究都市のコアゾーンである九州大学伊都キャンパスに隣接する九州大学連携地域に研究・開発機能や交流・居住機能等を集積するために、九州大学学術研究都市づくりに資する施設に係る土地、家屋及び償却資産に対して課する固定資産税の特例を定めることにより、九州大学との交流促進、知財の活用及び都市基盤の整備の促進を図り、もって地域経済の発展及び地域科学技術・学術の振興に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 九州大学連携地域 都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2第1項に規定する市の都市計画に関する基本的な方針で定められた九州大学連携地域をいう。
- (2) 研究施設 調査、研究、試験、開発、検査又は試作を行う施設をいう。
- (3) 研修施設 専ら学問、教養、芸術、技術等を習い、訓練し、又は修めるための施設で、研修室を主体として構成されているものをいう。
- (4) ホテル 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業の用に供する施設のうち、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業の用に供する施設及び糸島市旅館等の建築等の適正化に関する条例（平成30年糸島市条例第3号）第2条第2号に規定するラブホテル類似施設を除く施設をいう。

(固定資産税の課税免除)

第3条 市長は、九州大学伊都キャンパスに隣接する九州大学連携地域において次に掲げる施設を新築する者に対して、当該施設に係る土地（新築の日の前3年以内に取得した場合に限る。）及び家屋に対して課する固定資産税について、糸島市税条例（平成22年糸島市条例第59号）の規定にかかわらず、新築の日の属する年度の翌年度（新築の日が1月2日から3月31日までの場合は、翌々年度）以後3年度分は100分の100を、その後2年度分は100分の50を課税免除とする。

- (1) 研究施設
- (2) 研修施設
- (3) 事務所
- (4) ホテル
- (5) 共同住宅、寄宿舎
- (6) 前各号に掲げる施設に附属する施設
- (7) その他市長が九州大学学術研究都市づくりに資すると認める施設

2 前項の固定資産税の課税免除の対象となる地域は、九州大学伊都キャンパスに隣接す

る九州大学連携地域のうち、糸島市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成22年糸島市条例第147号。以下「地区計画条例」という。）第3条に規定する区域とする。

3 第1項の固定資産税の課税免除の対象となる施設は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 地区計画条例別表第2ア欄の計画地区の区分に応じた同表イ欄に掲げる建築物のうち規則で定める施設であること。
- (2) 重大な法令違反がないこと。

4 第1項の規定により同項第1号から第3号までに掲げる施設及びその施設に附属する施設の固定資産税の課税免除の適用を受ける者に対して、新たに取得した当該施設に係る償却資産に対して課する固定資産税について、糸島市税条例の規定にかかわらず、新築の日の属する年度の翌年度（新築の日が1月2日から3月31日までの場合は、翌々年度）以後3年度分は100分の100を、その後2年度分は100分の50を課税免除とする。

（認定）

第4条 前条の規定による固定資産税の課税免除の適用を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長の認定を受けなければならない。

2 前項の認定を受けようとする者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市税、本市に関する使用料等を滞納していないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。
- (4) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

（変更）

第5条 前条の規定により固定資産税の課税免除の適用を受ける者（以下「適用事業者」という。）は、課税免除の期間において、同条の認定を受ける際に申請した内容を変更しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。

（承継）

第6条 相続、譲渡その他の事由により固定資産税の課税免除の適用を受けている施設を譲り受けた者は、当該施設の用途を継続する場合に限り、規則で定めるところにより、市長の承認を受けて、適用事業者の地位を承継することができる。

（廃止等）

第7条 適用事業者は、課税免除の期間において、事業を休止し、又は廃止するときは、速やかに市長に届け出なければならない。

（取消し等）

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その認定を取り消し、

適用事業者に対し、課税免除した固定資産税を賦課することができる。

- (1) 課税免除の適用を受けている施設が第3条第3項に定める要件を欠いたとき。
- (2) 適用事業者が第4条第2項に定める要件を欠いたとき。
- (3) 適用事業者が事業を休止し、若しくは廃止したとき又はその状態にあるとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により、固定資産税の課税免除の適用を受け、又は受けようとしたとき。
- (5) 社会的な信用を著しく損なう行為を行ったとき。

(報告等)

第9条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、適用事業者に対し、報告を求め、書類を提出させ、又は実地に調査を行うことができる。

(適用除外)

第10条 第3条第1項各号に掲げる施設に係る土地、家屋又は償却資産に対して課する固定資産税が糸島市企業等立地促進条例（平成22年糸島市条例第130号）又は糸島市ホテル及び旅館に係る固定資産税の特例に関する条例（平成23年糸島市条例第17号）の規定による課税免除の適用を受けるときは、第3条の規定は適用しない。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、施行の日以後に新築される施設に係る土地、家屋及び償却資産に対して課する固定資産税について適用する。